

○財務省告示第百七十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十四年四月二十四日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百九 十一回、第三百十二回及び第三 百十八回）及び利付国庫債券（二 十年）（第八十五回、第九十二 回、第九十五回、第九十七回及 び第九十八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で二千九百九十六億円	三千二百三億七千三百七十七万

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 利率

十三 経過利率の払込み

五五
万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と

す。整数倍の金額によるものと
平成二十四年四月二十四日
発行対象国債ごとの額面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{\left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり
(二) 募集の決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、第二
式による算出された金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率の
総額100×各発行対象国債の償還期
／利息規定期日の子なる場合、
は、
365

(二) 係行時に、その利
の所得税が源泉徴収される
ものとし、振替口座簿の中
に、又は記録されるものにつ
いては、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
を出した金額

二十 十 十 十 十
 十 九 八 七 六 五

償還 償還 入札 準と 各発行 象国債 の 利回り 元利支 払場所 入札参 者参加 払込期 日

十 四 利 子

平成二十四年四月二十四日
 財務大臣から通知を受けた者

日本銀行
 単利
 日
 〃

れ
 〃

店頭
 〃

本証券
 〃

平成二十四年四月十九日
 〃

額面金額
 〃

（別表のとおり）
 〃

各発行対象国債の利率
 $100 \times \text{利率} / 100$
 〃

す
 〃

日
 〃

日
 〃

う
 〃

算式
 〃

と
 〃

発行対象国債の利率
 $100 \times \text{利率} / 100$
 〃

第
 〃

を
 〃

る
 〃

住
 〃

に
 〃

で
 〃

す
 〃

当
 〃

の
 〃

(別表)

（利付） （第九十年） （第八回） （国库債券）	（利付） （第九十年） （第七回） （国库債券）	（利付） （第九十年） （第五回） （国库債券）	（利付） （第九十年） （第二回） （国库債券）	（利付） （第八十年） （第五回） （国库債券）	（利付） （第十三年） （第一百十八回） （国库債券）	（利付） （第十三年） （第一百十二回） （国库債券）	（利付） （第十一年） （第一百九十回） （国库債券）	名称及び記号
二・一%	二・二%	二・三%	二・一%	二・一%	一・〇%	一・二%	一・三%	利率（年）
平成九年三月二十九日	平成九年三月二十九日	平成六年三月二十九日	平成十年二月二十八日	平成九年三月二十八日	平成九年三月二十三日	平成十年二月二十二日	平成三年三月十日	償還期限
八百五十一億円	三十五億円	二百二十二億円	三百億円	六百四十六億円	五百十三億円	八百八十二億円	七億円	（発行額） （額面金額）